

社会福祉法人神女きずな会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神女きずな会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 報酬等は、勤務手当及び退職手当に区分する。

- 2 役員等に対して、職務遂行の対価として、別表第1に定める報酬を支給するものとする。退職手当については、別表第1の金額を上限として、理事については理事会で、監事及び評議員については評議員会で決定し支給することができる。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表第1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 5 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前

もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張旅費として支給することができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、当法人の業務のために出張する場合は、別表第2により旅費を支給する。

- 2 交通費は、合理的な方法による実費とし、運賃の等級を設けるものについては、等級が3段階以上に分けられている場合は、最上級から直近下位の等級とし、等級が2段階に分けられている場合は、上位等級とする。
- 3 前項にかかわらず、宿泊費について、理事長が特に認めた場合、又は業務上宿泊先が限定された場合は、その実費を支給する。

(支給の方法)

第7条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。
- 3 退職手当については、支給金額を決定した理事会又は評議員会の後、3ヶ月以内に銀行振込により支給する。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月21日より施行する。

【別表第1】

(勤務手当)

常勤役員 10,000円/1日
非常勤役員 10,000円/1日
評議員 10,000円/1日
評議員選任・解任委員 10,000円/1日

※勤務手当(日額)は、租税を控除した後の受取金額とする。

(退職手当)

常勤役員 1万円×在職期数
(2年を1期として計算し、2年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)
非常勤役員 1万円×在職期数
(2年を1期として計算し、2年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)
評議員 1万円×在職期数
(4年を1期として計算し、4年未満の在職月数がある場合は、1期を加算)

本規程施行以前の在職期間についても、上記計算に含めるものとする。

【別表第2】

(出張旅費)

交通費	宿泊費(1泊につき)
実費	20,000円